

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年5月8日	株式会社美格貿易(法人番号 3120001138353)代表者由軍	大阪府泉佐野市下瓦屋 369-10	泉佐野	大阪府泉佐野市下瓦屋369-10	輸送施設の使用停止 (100日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年9月28日及び同年10月6日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(運輸規則第26条第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【全て記録なし】(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第2項)	22	10
令和6年5月20日	有限会社茨木観光(法人番号 9120902000218)代表者西村新一	大阪府茨木市東太田3丁 目2番2号	本社事業所	大阪府茨木市東太田3丁目2番2号	輸送施設の使用停止 (150日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年10月11日、同年10月18日及び同年10月24日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)(2)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項)(3)点呼の記録義務違反【記載事項不備】(運輸規則第24条第5項)(4)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(運輸規則第26条第1項)(5)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)(6)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条)	19	15